

消 防 災 第 54 号
平成 31 年 3 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

津波避難計画の策定等について

市町村における津波避難計画の策定状況等の調査結果について、別添 1 のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

今回の調査結果によれば、調査対象となる 39 都道府県のうち、平成 30 年度末までに 32 団体において管内市町村の津波避難計画策定率が 100 パーセントに達する見込みですが、なお未策定の市町村も残されています。津波被害が想定される都道府県におかれては、下記の事項について管内市町村に周知及び助言いただくとともに、各都道府県においても必要な取組を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出することを申し添えます。

記

- 1 津波避難計画を策定していない市町村においては、早急に津波避難計画を策定すること。
- 2 既に津波避難計画を策定している団体においても、別紙「津波避難計画において定める必要がある事項」を参考に、避難誘導等に従事する者の安全確保など、計画に定められていない項目がある場合は、内容の充実を図ること。なお、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震及び平成 30 年北海道胆振東部地震において発生した踏切の遮断を踏まえ、避難経路の指定・設定にあたっては複数の迂回路の確保に努めること。
- 3 消防庁において平成 25 年 3 月に取りまとめた「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を参考に、住民参加による地域ごとの津波避難計画の作成や、避難困難地域の確認と必要な対策を推進すること。

(問い合わせ先)

消防庁国民保護・防災部防災課
震災対策専門官 陰山 暁介
震災対策係長 木村 義寛
事務官 片山 宗士
電 話 03-5253-7525 (直通)
F A X 03-5253-7535

「津波避難計画に定める必要がある事項」
(津波避難対策推進マニュアル検討会報告書P12に記載)

○指定緊急避難場所等、避難路等	指定緊急避難場所・津波避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
○初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
○避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルールの確立、情報伝達手段の整備
○津波情報の収集、伝達	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等
○避難指示、勧告の発令	避難指示、勧告の発令の基準、手順、手段等
○津波対策の教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
○避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
○その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策